

事務連絡
令和3年3月9日

各消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長

インターネット等を活用した総（代）会について

標記の件について、厚生労働省から、厚生労働大臣認可の消費生活協同組合（連合会）に対し、別添のとおり、いわゆる「ハイブリッド参加型」(*)による総（代）会の開催が可能である旨の事務連絡（以下「国通知」という。）が発出されました。

つきましては、東京都認可の消費生活協同組合（連合会）に対しましても、同様の取扱いとしますので、お知らせいたします。

※ 「ハイブリッド参加型」：総（代）会の実開催場所を設けて開催しつつ、遠隔地等開催場所にいない組合員（総代）も、インターネット等の手段を用いて総（代）会に参加し、傍聴することを可能とする形態。ただし、当該組合員（総代）は「出席」ではなく「参加（傍聴）」となるため、当日の決議等は行えない。

なお、国通知にあるように、現行の消費生活協同組合法令に基づく総（代）会においては、定足数（出席者数）及び議決数は、実出席及び書面議決のみが対象であり、実際の開催場所を設けない総（代）会開催や、インターネット等による参加を議決数等を含めることはできません。

「ハイブリッド参加型」の手法を選択する際には、総（代）会の成立及び議決の有効性に疑義が生じないように、十分ご注意ください。

その他、上記手法に関する留意事項等については、以下をご参照ください。

「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002-1.pdf>

「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002-2.pdf>

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当

電話：03（5388）3060

FAX：03（5388）1332

E-mail：S0000580atsection.metro.tokyo.jp